

令和3年度
エコ・プラント姫の沢修繕工事
発注等支援業務委託

仕様書

熱海市市民生活部協働環境課
環境センター

1. 概要

本業務は、エコ・プラント姫の沢の設備及び近傍の状況を把握し、緊急性の高い修繕工事を調査するとともに、工事の必要性の順位付けを行い、令和3年度修繕工事発注のための設計図書の作成を目的とする。

業務に当たっては平成26年度に策定した「エコ・プラント姫の沢延命化基本計画」との整合性に配慮しつつ、施設機能の適切かつ経済的な維持に資する発注仕様書の策定を行うこと。

2. 業務委託名

令和3年度エコ・プラント姫の沢修繕工事発注等支援業務委託

3. 業務対象場所

熱海市熱海字笹尻1804番地の8 熱海市エコ・プラント姫の沢

4. 対象施設

- 1) ごみ焼却施設
- 2) リサイクルプラザ

5. 委託期限

令和3年3月31日まで

6. 業務内容

1) 修繕工事内容の検討

(1) 対象機器の調査

前回の現地確認、ここ数年の工事（修繕）履歴、本年度工事（修繕）、委託者及び維持管理会社の修繕要望等を参考に、修繕工事を要する設備や機器の工事内容を確認する。

(2) 工事内容の検討

上記の調査結果を基に、委託者との協議の上、修繕の対象設備や機器を抽出する。抽出された設備や機器について、修繕の必要性の順位付けを行い、委託者と協議の上、修繕工事の内容を確定する。

なお、確定した個々の修繕工事の内容に対して、その特殊性を整理し、見積依頼先の参考とする。

※現地確認や調査は、前年度と大幅に劣化や異常が見られるものや、本年度になって故障したもの（故障の可能性が高いもの）を重点的に行うものとする

2) 見積依頼図書の作成

確定した修繕工事の内容について、見積依頼する為の仕様書を作成し、業者見積を徴収する。見積依頼先は、委託者と協議の上、選定するものとする。

なお、見積依頼や見積仕様書に対する質問回答は委託者が行うものとするが、受託者はこれに係る見積依頼書、見積仕様書を必要部作成するとともに、質問に対する回答案を作成すること。

3) 概算工事費の算定

徴収した見積金額等を参考に、工事対象となる設備及び機器を選定し、令和3年度修繕工事の概算工事費を算定する。

また、工事費の算出にあたっては「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領（最新版）：（社）全国都市清掃会議」等に基づいて、仮設費、管理費等の諸経費及び労務単価などの妥当性を検討することとする。

4) 工事設計図書の作成

3) で決定した工事範囲の令和3年度修繕工事を発注するための設計図書を作成する。

7. 提出成果品

以下のものを書類2部、電子データ（CD-R）にて1式提出すること。

1) 修繕工事検討書	A4版	2部
2) 令和3年度修繕工事見積依頼図書	A4版	2部
3) 令和3年度修繕工事発注仕様書	A4版	2部
4) 同上工事の金抜き設計書	A4版	2部
5) 同上工事の金入り設計書	A4版	2部
6) 議事録	A4版	1部

8. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、関係法令・条例等を遵守しなければならない。

9. 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料は原則として受託者が収集するものであるが、委託者が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は、委託者了承の下、受託者へ貸与することができる。

貸与を受けた資料については、そのリストを作成し委託者に提出し、業務完了後速やかに返納すること。

10. 機密の保持

受託者は、本業務で知り得たすべての事項について、第三者に漏らしてはならない。
また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

11. 届出等

受託者は、業務の着手及び完了時には下記書類を提出し承諾を受けること。

- 1) 着手届（着手時）
- 2) 主任技術者届（着手時）
- 3) 工程表（着手後速やかに）
- 4) 完了届（業務完了時成果品と共に）
- 5) その他必要な書類（随時）

12. 関係官公署との協議

受託者は、関係官公署と協議を行うとき、若しくは協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、その内容は遅滞なく委託者に報告しなければならない。

13. 議事録

受託者は、打ち合わせ及び協議の都度、議事録を作成し、委託者に提出すること。

14. 審査及び引き渡し

受託者は、業務完了時に委託者の審査を受けなければならない。

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し業務の完了とする。

15. その他

本仕様書に明記内事項については、委託者・受託者双方協議の上これを決定することとする。